

料理の食べ残しなど、食品ロスを減らしましょう

3010運動の実践

この時期、新年会など多くの宴会が開催されますが、せっかく提供された料理を食べ残してしまうことが大きな社会問題となつていきます。宴会の幹事さんは次のことを実践しましょう。

- (1)宴会場(お店)の方と事前相談し、料理は適量にしましょう。
- (2)乾杯後30分間は席を立たず、料理を楽しみましょう。
- (3)終了10分前は自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう。

幹事さんが出席者に呼びかけすることで、食べ残しの量が大きく異なります。料理をつくっている人に喜んでもらうためにもご協力をお願いします。

家庭での取り組み

- (1)買い物に行く前に冷蔵庫の中を確認し、必要な分だけを購入しましょう。
- (2)食材はできるだけ無駄なく使いきるようにしましょう。
- (3)調理は食べられる量だけ作りましょう。

企業の登録

岐阜県では「ぎふ食べきり運動」にご協力いただける飲食店等の協力店・協力企業を募集しています。登録していただくと、岐阜県のホームページ等で紹介されます。

生活環境課

☎35-3138

広報ID 1010386

3010運動とは

宴会などで出る食べ残しを削減するため、宴会開始後30分と終了前10分を離席せず食事を楽しむ時間とする運動です。

この取り組みは、本市と姉妹都市提携を締結している長野県松本市で平成23年度に始まりました。国においてもこの運動を普及啓発しており、近年この運動に賛同し推奨している自治体や飲食店などが増え、徐々に広がりを見せています。

その背景には、大量に発生する「食品ロス」の問題があります。日本では、本来食べられるにもかかわらず廃棄される「食品ロス」が年間で646万トン(平成27年度推計)発生しており、国民一人あたりに換算すると毎日お茶碗約1杯分(約139グラム)の食べ物を捨てていることとなります。食品ロスは、家庭からの発生が約半分、残りは食品製造業などの事業に由来するものとなりますが、事業系では、飲食店における食べ残しが相当程度を占めています。

農林水産省の調査によると、「宴会」での食べ残し率が最も高くなっています。

「もったいない」の気持ちを持って、せっかくの料理を残さず楽しむ「3010運動」の実践にご協力をお願いします。

冬期の水道利用について

●水道の凍結防止は、凍結防止ヒーターや不凍栓の利用等でご自身の管理で行いましょう。

●凍結・漏水など宅内の水道トラブル対応は以前施工した指定工事店にご依頼ください。施工した指定工事店が不明な場合は、お知り合いまたはお近くの指定工事店に相談してください(指定工事店は、市HPをご覧ください)。

※調査・修理・処置(次の応急対応も含む)はお客様の実費負担です。

借家等の場合には大家さんや管理人に相談してください。

元旦(火・祝) 2日(水) 3日(木)の応急対応協力店

施工指定工事店と連絡がとれない場合、一部の工事店の好意により実施する応急対応です。対応は受付順です。混み合う場合は、お待ちいただきます。休日、時間外は、修理が困難なため、応急処置のみとなることに留意願います。

【高山】元旦：(有)松野水道工事店(33-0546)、高山米穀協業組合(32-3104) 2日：飛驒冷凍空調(株)(33-8212)、(有)大平工業(33-7238) 3日：(有)桜本配管工事店(32-5555)、松井水道(有)(33-1219)

【国府】元旦：(有)森本配管工事店(72-3067) 2日：吉本設備(有)(72-3323) 3日：(有)八賀設備(72-2939)

【上宝・奥飛驒温泉郷】元旦：(有)大下設備工業(0578-86-2413) 2日：(有)中本設備(0578-86-2606) 3日：(有)大下設備工業(86-2413)

【久々野】アクシス(52-0020)

【一之宮】(有)岩西石油店(53-2038)

【朝日・高根】(有)大道石油(55-3074)

【丹生川】(有)こがいと設備(78-1552)

【清見】(有)橋詰設備(68-2109)・(有)梅地土建(68-2614)

【荘川】(有)奥美濃設備(05769-2-2460)・(有)橋詰設備(68-2109)

【問合せ】上水道課 ☎35-3149 広報ID 1005042

指定管理者を募集します

2019(平成31)年4月から2024年3月までの5年間、公共施設の管理や運営を担う指定管理者の募集を下記のとおり行います。

募集期間 平成31年1月28日(月)まで

募集施設

グループNo.	施設名称	利用料金制	募集範囲	所管課
1	パスカル清見 (道の駅付帯施設) 森林公園大倉滝	有	市内	商工課 ☎35-3144 観光課 ☎35-3145

利用料金制：施設の使用料を指定管理者の収入とする制度

募集の範囲：応募される団体の主たる事業所(本社・本店など)の所在地

応募の対象や選定の流れ

指定管理者に応募できるのは企業やNPO法人などの団体で、法人格の有無は問いません。また、複数の団体がグループとなって応募することもできます。ただし個人が応募することはできません。

応募者は申請書や事業計画書、収支予算書などを提出し、民間の有識者も加わった選考委員会で最も適当と認められる候補者が審査・選定され、市議会の議決を経て指定管理者として指定されます。

詳細は各所管課までお問い合わせください。

【問合せ】行政経営課 ☎35-3040 広報ID 1004012